

文部科学省の取組について

- 1 学校における麻しん対策ガイドラインの策定（平成20年3月）
- 2 麻しん風しん定期予防接種勧奨リーフレットの作成、送付（平成21年3月、平成22年3月、平成23年3月）、タイアップポスター作成の企画・協力（平成22年度）
- 3 健康教育行政担当者連絡協議会における麻しん対策についての説明（平成21年6月、平成22年6月、平成23年6月）
- 4 接種の促進に関する通知・事務連絡
 - (1) 未接種者・既罹患者の確認調査を実施した上での積極的な接種の勧奨（平成20年7月3日付け）
 - (2) 地域保健部局等との連携、接種状況の確認調査を実施した上での積極的な接種の勧奨、および都道府県の麻しん対策会議等への協力依頼（平成20年9月17日付け）
 - (3) 就学時の健康診断や大学等の入学手続の機会等を活用した第2・3・4期予防接種の未接種者に対する積極的な勧奨依頼（平成21年2月20日付け）
 - (4) 麻しん及び成人麻しんの施設別発生状況に係る調査について（平成21年3月9日付け）
 - (5) 地域部局等との連携、夏期休暇中の接種の勧奨、都道府県の麻しん対策会議等への協力依頼（平成21年7月16日付け）
 - (6) 就学時の健康診断や大学等の入学手続の機会等を活用した第2・3・4期予防接種の未接種者に対する積極的な勧奨依頼（平成22年3月9日付け）
 - (7) 麻しんの施設別発生状況に係る調査について（平成22年3月23日付け）
 - (8) 地域部局等との連携、夏期休暇中の接種の勧奨、都道府県の麻しん対策会議等への協力依頼（平成22年7月13日付け）
 - (9) 平成21年度予防接種の実施状況調査の結果に基づく接種の勧奨（平成22年9月21日付け）
 - (10) 麻しんの施設別発生状況に係る調査について（平成23年3月17日付け）
 - (11) 麻しん風しんの第2期・第3期・第4期予防接種の未接種者に対する積極的な勧奨等について（平成23年3月18日付け）
 - (12) 麻しん患者の増加について（平成23年4月22日付け事務連絡）
 - (13) 麻しん風しんの第3期・第4期予防接種の促進について（平成23年7月20日付け）
 - (14) 麻しん風しんの第3期・第4期の予防接種の促進について（平成23年9月28日付け）
 - (15) 就学時の健康診断の実施について（平成23年9月28日付け事務連絡）

はしか(麻しん)や風しんってどんな病気?

はしか(麻しん)は、ウイルスに感染した後、約10~12日間を経て、熱・せき・鼻水などの症状が出はじめます。数日すると、首すじ・顔から赤い発しん(ぶつぶつ)が出はじめ、熱も高熱となり発しんは全身に広がります。38~39°C台の熱は1週間から10日程度続くことがあります。とてもうつりやすく、免疫がないと大人もかかります。

はしか(麻しん)にかかると肺炎や脳炎を引き起こすことがあります。1,000人に1人程度の割合で命を落とすことがあります。さらに、10年ほどしてから「亜急性硬化性全脳炎」という重い脳炎が10万人に1人の割合で発生することが知られています。

風しんも、発熱と全身に淡い発しんができる感染症です。症状は、はしか(麻しん)より軽いですが、妊婦さんが妊娠初期にかかると、おなかの中の赤ちゃんが感染し、心臓の病気になったり、目や耳に障害を生じたりすることがあります。この病気を、「先天性風しん症候群」と言います。



はしか(麻しん)の発しん



成人のはしか(麻しん)患者

写真提供: 国立感染症研究所感染症情報センター

はしか(麻しん)や風しんの予防は?

はしか(麻しん)・風しんの予防は、予防接種を受けることです!

現在は、はしか(麻しん)と風しんの両方を予防する麻しん風しん混合ワクチンがあります。はしか(麻しん)にかかるないようにするために、2回の接種を受けることが大切です。



予防接種の費用は?

住んでいる市区町村が、負担してくれます。

一般に、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けるには、1万円から2万円程度の費用がかかりますが、中学1年生の1年間に限り、住んでいる市区町村から通常かかる費用の全部または一部についての助成を受けることができます。費用や接種を受ける方法については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

就職や進学のときに必要ですか?

必要な場合があります。

医療・福祉や教育・保育関係などの職業に就く人には、自らが感染源にならないようはしか(麻しん)や風しんに対する免疫を持っていることが求められます。

このような職業に就くために必要な実習への参加の際には、はしか(麻しん)に対する免疫を持っていることが条件となることがありますので、合計2回の予防接種を済ませておくことが大切です。

また、アメリカの学校では、入学の際に、はしか(麻しん)や風しんの予防接種を2回済ませていることが求められています。

外国ではしか(麻しん)になると大変って本当ですか?

非常に大変です!

国によっては滞在中にはしか(麻しん)になると、感染の拡大防止のため、発症した本人の移動制限だけでなく、同行者の移動も厳しく制限されることがあります。



もっと詳しく知りたい方はこちら→ [感染症情報センター](#)

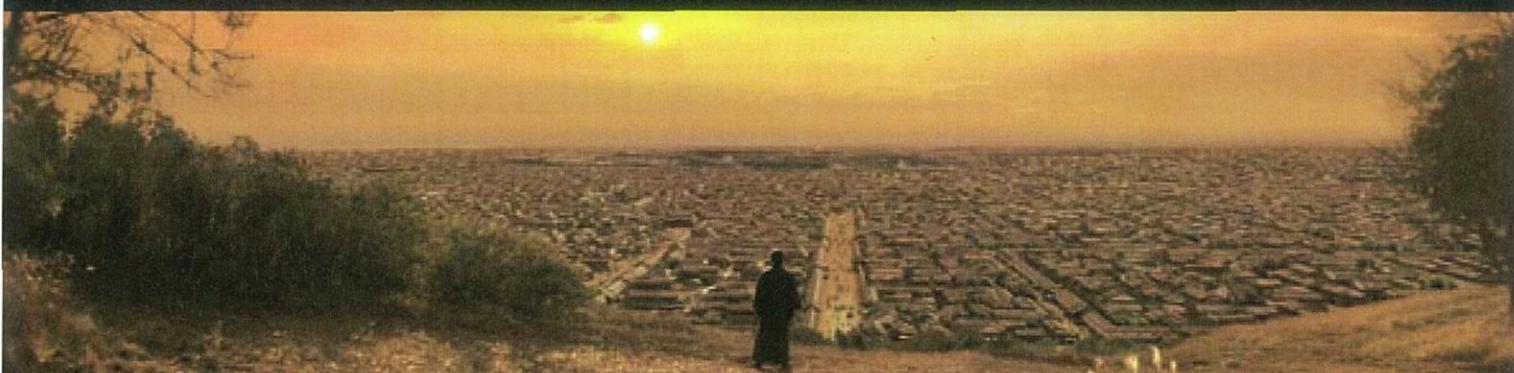
検索

いまと 一現代なら守れる一



日曜劇場
JIN-仁-

完結編 4月スタート 日曜よる9時 **♪** TBS



2回の予防接種ではしかば無くせる

中学1年生のみなさん、
はしか(麻しん)・風しんの予防接種
を受けましょう。

中学1年生のお子様をお持ちの保護者のみなさん、平成20年4月から、
中学1年生に相当する年齢の人は、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。
過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。

注:中学1年生に相当する年齢の人とは平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの人です。



文部科学省



厚生労働省

はしか(麻しん)や風しんってどんな病気なの?

はしか(麻しん)は、ウイルスに感染した後、約10~12日間の無症状の期間(潜伏期)を経て、熱・せき・鼻水などの症状が出はじめます。数日すると、首すじ・顔から赤い発しん(ぶつぶつ)が出はじめ、熱も高熱となり発しんは全身に広がります。38~39°C台の熱は1週間から10日程度続くことがあります。とてもうつりやすく、免疫がないと大人もかかります。



はしか(麻しん)の発しん

はしか(麻しん)にかかると肺炎や脳炎を引き起こすことがあります。1000人に1人程度の割合で命を落とすことがあります。さらに、10年ほどしてから「亜急性硬化性全脳炎」という重い脳炎が10万人に1人の割合で発生することが知られています。



成人のはしか(麻しん)患者

写真提供 国立感染症研究所感染症情報センター

風しんも、発熱と全身に淡い発しんができる感染症です。症状は、はしか(麻しん)より軽いですが、妊婦さんが妊娠初期にかかると、おなかの中の赤ちゃんが感染し、心臓の病気になったり、目や耳に障害を生じたりすることがあります。この病気を、「先天性風しん症候群」と言います。

はしか(麻しん)や風しんは予防することができるの?

はしか(麻しん)・風しんの予防は、予防接種を受けること!

現在は、はしか(麻しん)と風しんの両方を予防する麻しん風しん混合ワクチンがあります。1人1人が確実に、はしか(麻しん)にかかるないようにするために、2回の接種を受けることが大切です。



予防接種ってお金がかかるの?

住んでいる市区町村が、負担してくれます。

一般に、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けるには、1万円から2万円程度の費用がかかりますが、高校3年生の1年間に限り、住んでいる市区町村から通常かかる費用の全部または一部についての助成を受けることができます。

就職や進学のときに必要なもの?

必要な場合があります。

医療・福祉や教育・保育関係などの職業に就く人には、自らが感染源にならないようはしか(麻しん)や風しんに対する免疫を持っていることが求められます。

このような職業に就くために必要な実習への参加の際に、はしか(麻しん)に対する免疫を持っていることが条件となることがありますので、合計2回の予防接種を済ませておくことが大切です。

また、アメリカの学校では、入学の際に、はしか(麻しん)や風しんの予防接種を2回済ませていることが求められます。

外国ではしか(麻しん)になると大変ってほんと?

非常に大変です!

アメリカやカナダ、韓国などでは、はしか(麻しん)対策が進み、「はしか(麻しん)の患者は国内にはいない」と宣言しています。こういった国の滞在中にはしか(麻しん)になると、感染の拡大防止のため、発症した本人の移動制限だけでなく、同行者の移動も厳しく制限されることがあります。



もっと詳しく知りたい方はこちら→ [感染症情報センター](#)

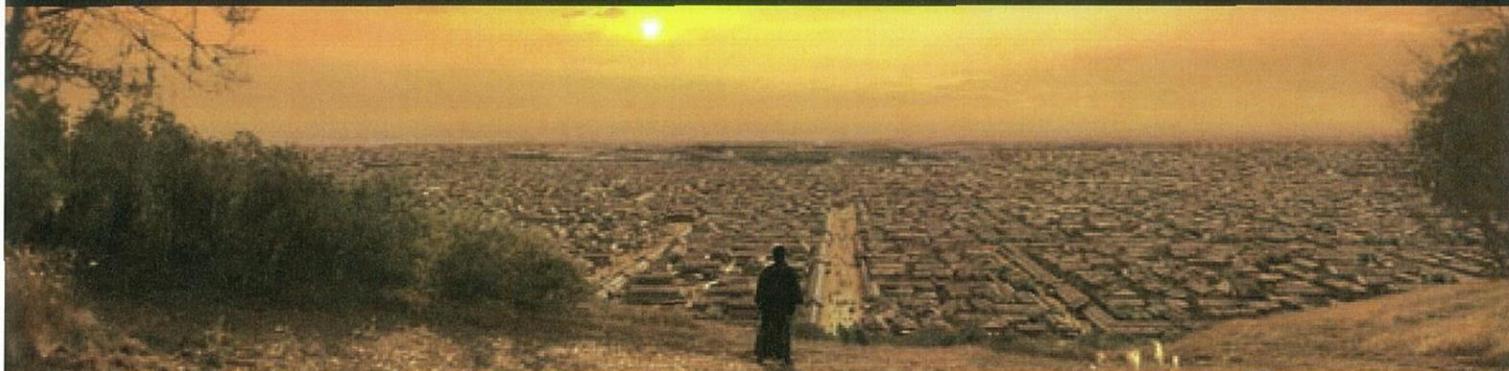
検索

いまと 一現代なら守れる一



日曜劇場
JIN-仁-

完結編 4月スタート 日曜よる9時 **♪TBS**



2回の予防接種ではしかば無くせる

高校3年生のみなさん、
はしか(麻しん)・風しんの予防接種
を受けましょう。

高校3年生のみなさん、平成20年4月から、

高校3年生に相当する年齢の人は、はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。

過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。

注：高校3年生に相当する年齢の人とは平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの人です。



文部科学省



厚生労働省

い
ま
現 代 な ら 守 れ る

2回の予防接種ではしかは無くせる

1歳、小学校就学前、中学1年、高校3年相当のみなさん
はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けましょう。

保護者のみなさん、従来の1歳、小学校就学前に加え、平成20年4月から5年間、中学1年生、高校3年生相当の方も、
はしか(麻しん)・風しんの予防接種を受けることになりました。過去に一度接種を受けている人も、もう一度接種を受けてください。

それで、恐ろしいはしか(麻しん)や風しん(先天性風しん症候群など)の罹患からあなたや家族を守れます。

はしか(麻しん)対策を推進する活動の一環として、平成22年度厚生労働科学研究費補助金「ワクチン接種による免疫および先天性風しん症候群の調査、およびワクチンの有効性に関する基礎的研究」(持田代志幸、加藤義典准教授ほか委員会)、実行委員会ともに共同で実施することとする。

「はしかにならない、はしかにさせない」



文部科学省



厚生労働省



日本医師会

日曜劇場

JIN-仁-

4月17日スタート 日曜よる9時 TBS

事務連絡
平成23年9月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

就学時の健康診断の実施について

就学時の健康診断については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、同法施行令（昭和33年政令第174号）、同法施行規則（昭和33年文部省令第18号）、及び「就学時の健康診断の実施について」（平成14年3月29日付け13文科ス第489号文部科学省スポーツ・青少年局長通知の別紙1）に基づき、実施するとされているところです。

今年度につきましても、以下の点にご留意の上、適正に実施されるようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会に対して、本事務連絡について周知されるよう併せてお願いします。

記

1. 予防接種の状況の確認、及び予防接種を受けていない者に対する指導について

別添のとおり、就学時健康診断票における「予防接種」欄に記載する内容については、保護者から提供された情報を記載するものとしているところですが、当該児童の母子健康手帳もしくは予防接種済証の提示、またはそれらの該当部分の写しの提出を保護者に求める等、より正確な情報の把握に努め、予防接種を受けていない者については、就学前に予防接種を受けるよう指導を徹底していただくようお願いします。

2. 就学時の健康診断実施後に、新たに学齢簿に記載された就学予定者について

市町村の教育委員会が定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以降に、新たに学齢簿に記載された就学予定者が、他の市町村において就学時の健康診断を受けていない場合は、当該予定者について速やかに就学時の健康診断を行うものとされているところです（学校保健安全法施行令第一条）。今年度につきましては、東日本大震災の影響でそうした場合が増えることが予測されますが、適切にご対応いただきますよう、改めてお願いいたします。なお、平成23年8月31日付け事務連絡「東日本大震災により被災した児童生徒等に関する就学事務処理上の留意点について」につきましても、併せて参照下さい。

以上

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健指導係（内線2918）

別添

学校保健法施行規則の一部改正等について（抜粋）

13文科ス第489号
平成14年3月29日

附属学校を置く各国立大学長・国立久里浜養護学校長
・各都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長あて

文部科学省スポーツ・青少年局長通知

記

第一 学校保健法施行規則の一部改正について

三 就学時健康診断票の様式（第一号様式）

- (一) 「主な既往症」、「予防接種」欄に記載する内容については、保護者から提供された情報を記載するものであり、医師の診察結果の記入欄と分けて、記入しやすくしたこと。また、就学前に済ませるべき予防接種については、名称を欄中に記載し、記入もれのないようにしたこと。
- (二) 「事後措置」の欄については、就学時の健康診断は確定診断ではないため、再検査もしくは詳細な検査が必要な場合には、「その他」の欄にその旨を記載することとし、「就学義務の猶予又は免除」、「盲学校、聾学校又は養護学校への就学」の欄を削除したこと。

別紙一

就学時の健康診断の実施について

四 事後措置

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基づき、担当医師及び担当歯科医師の所見に照らして、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二二条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならないものであること（法第五条）。

事後措置は、就学時の健康診断の結果を保護者に通知し、その通知においてあわせて所要事項を記載して行うのが適当である。もとより必要に応じて、保護者と直接、面会して指導、助言を行うことが必要となる場合もあること。

当該事後措置の留意事項は次のとおりであること。

【略】

(二) 疾病又は異常を有する者等

疾病又は異常を有する者については、速やかに治療のために必要な医療を受けるよう勧告し、又は、必要に応じて更に必要な検査を受けるよう指導する。また、予防接種を受けていない者には予防接種を受けるよう指導し、発育が順調でない者、栄養要注意の者等には、その発育、健康状態等に応じて保健上必要な助言を行う。

就 学 時 健 康 診 断 票

					健 康 診 断 年 月 日		
就学 予定者	氏 名		性 别	男 女	保 護 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生	年 齡			現 住 所	
	現 住 所					就 学 予 定 の 係 者 と 関	
主 な 既 往 症							
予 防 接 種		ポリオ BCG 3種混合 (百日咳、ジフテリア、破傷風) 麻疹 I期・II期 風疹 I期・II期 日本脳炎					
栄養状態	栄養不良	耳 鼻 咽 頭 疾 患					
	肥満傾向						
せき 脊柱		皮膚疾患					
胸郭		歯 齶 歯 数	齶	乳歯	處置		
視力	右		()	未処置			
	左		()	処置			
聽力	右			永久歯	未処置		
	左		その他の歯の疾病及び異常				
眼の疾病及び異常		口腔の疾病及び異常					
その他の疾病 及び異常							
担当医師所見							
担当歯科医師所見							
事後措置	治療勧告						
	就学に関し保健上必要な助言						
	その他						
備考							

教育委員会名

(注) 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。

- 1 「健康診断年月日」の欄 健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
- 2 「年齢」は、1月1日現在において満5年1日以上満6年に達するまでの者を5年とし、その他の者はその例による。
- 3 「予防接種」の欄 健康診断の当日までに受けた予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による定期の予防接種の種別及び接種年月日を記入する。
- 4 「栄養状況」の欄 栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると認めた者を「要注意」と記入する。
- 5 「^{せき}脊柱」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 6 「胸郭」の欄 異常のある者については、異常名を記入する。
- 7 「視力」の欄 裸眼視力をかつこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをかつこ内に記入する。この場合において、視力の検査結果が1.0以上であるときは「A」、1.0未満0.7以上であるときは「B」、0.7未満0.3以上であるときは「C」、0.3未満であるときは「D」と記入して差し支えない。
- 8 「聴力」の欄 1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル(聴力レベル表示による。)を聴取できない者については、○印を記入する。
- 9 「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉疾患」及び「皮膚疾患」の欄 疾患又は異常の病名を記入する。
- 10 「歯」の欄 次による。
 - イ 「齲歯数」
 - (1) 「処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、処置歯の数を記入する。この場合の処置歯とは、充填等歯冠修復によって歯の機能を営むことができると認められるものとする。ただし、齲歯の治療中のもの及び処置がしてあるが齲歯の再発等によつて処置を要するようになったものは未処置歯とする。
 - (2) 「未処置」 乳歯と永久歯の齲歯のうち、未処置歯の数を記入する。
 - ロ 「その他の歯の疾病及び異常」 不正咬合(機能障害を伴う重度の不正咬合であつて、精密検査が必要と認められるもの)等ある者については、その旨を記入する。
- 11 「口腔の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。なお、歯周疾患(歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われ、精密検査が必要と認められるもの)等ある者については、その旨を記入する。
- 12 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。ただし、知的障害が疑われ、精密検査が必要と認められる者については、その旨を記入する。
- 13 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師が必要と認める所見を記入し、及び押印する。
- 14 「事後処置」の欄 法第5条の規定によつて市町村の教育委員会がとるべき事後措置に關し必要な事項を具体的に記入する。
- 15 記入事項のない欄には、斜線を引き空欄としないこと。
- 16 「備考」の欄 健康診断に關し必要のある事項を記入する。また、栄養状態や全身の状態から、市町村教育委員会がとるべき事後措置に緊急を要する場合は、その旨を具体的に記入する。なお、疾病等の事由によつて健康診断を受けなかつた者があるときは、その旨を記入する。